

# 第5期清水町障がい福祉計画

## 第1期清水町障がい児福祉計画

2018（平成30）年度～2020（平成32）年度



北海道清水町

## 清水町障がい福祉計画目次

第1章	清水町障がい福祉計画策定の趣旨	2
第2章	計画の基本理念	2
第3章	計画の位置づけ・期間	3～4
第4章	本町の障がい者の状況	5～10
第5章	障がい者計画（計画の体系）	11～23
	1 障がいの理解の促進	
	2 生活支援の充実	
	3 保健・医療の充実	
	4 ライフステージに応じた支援体制づくり	
	5 社会参加の促進	
	6 生活環境の整備	
第6章	障がい福祉計画等（障がい福祉サービスの見込み量と確保のための方策）	24～36
	1 障害者総合支援法における障がい福祉サービス	
	2 目標値の設定	
	3 地域移行への成果目標	
	4 障がい児支援の強化【第1期清水町障がい児福祉計画】	

### 資料編

※「障がい」と「障害」の表記について

本計画においては、「障がい」「障がい者」というひらがなを表現を用います。ただし、法律等で規程されている名称や用語等については「障害」と表記しています。

## 第1章 清水町障がい福祉計画策定の趣旨

清水町では、“障がいのある人もない人も、充実していきいきとした人生をおくることができる社会（共生社会）づくり”をめざし、2014（平成26）年度に2期目となる「清水町障がい者計画」を策定しました。

さらに、同年、第4期となる障がい福祉計画を策定し、具体的な数値目標を掲げ、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業等、各種障がい施策を推進してきました。

2003（平成15）年の支援費制度の導入により、利用者本位のライフスタイルが形成されたところですが、2006（平成18）年の障害者自立支援法の施行、2013（平成25）年の障害者総合支援法施行など障がい者を取り巻く状況は大きく変化しています。

2016（平成28）年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行され、行政機関及び事業者に対し、「社会的障壁の排除」や「合理的配慮」が求められるとともに、普及啓発活動などを通じて、障がいのある人も含めた国民一人ひとりが、それぞれの立場において自発的に取り組むことを促されています。また、難病患者は、国の指定範囲が拡大の傾向にあり、2017（平成29）年4月現在で、障害者総合支援法の対象となる疾病は358疾病となりました。

このような中「第4期清水町障がい者福祉計画」が2017（平成29）年度で計画期間を終了することから、基本理念等を踏襲し、障がいの有無に関わらず誰もが安心して暮らせる共生社会の実現に向けて、乳幼児期から高齢期に至るまで生涯を通じて総合的なサービスを受けられるよう、保健・医療・福祉・子育て・教育・就労に関する施策を横断的かつ計画的に推進するため「第5期清水町障がい福祉計画」（2018（平成30）年度～2020（平成32）年度）を策定します。

また、児童福祉法の改正により、障がい児通所支援等の提供体制を確保するため、市町村において障がい児福祉計画を策定するものと定められたことから、障がい福祉計画と一体的に「第1期清水町障がい児福祉計画」を新たに策定します。

## 第2章 計画の基本理念

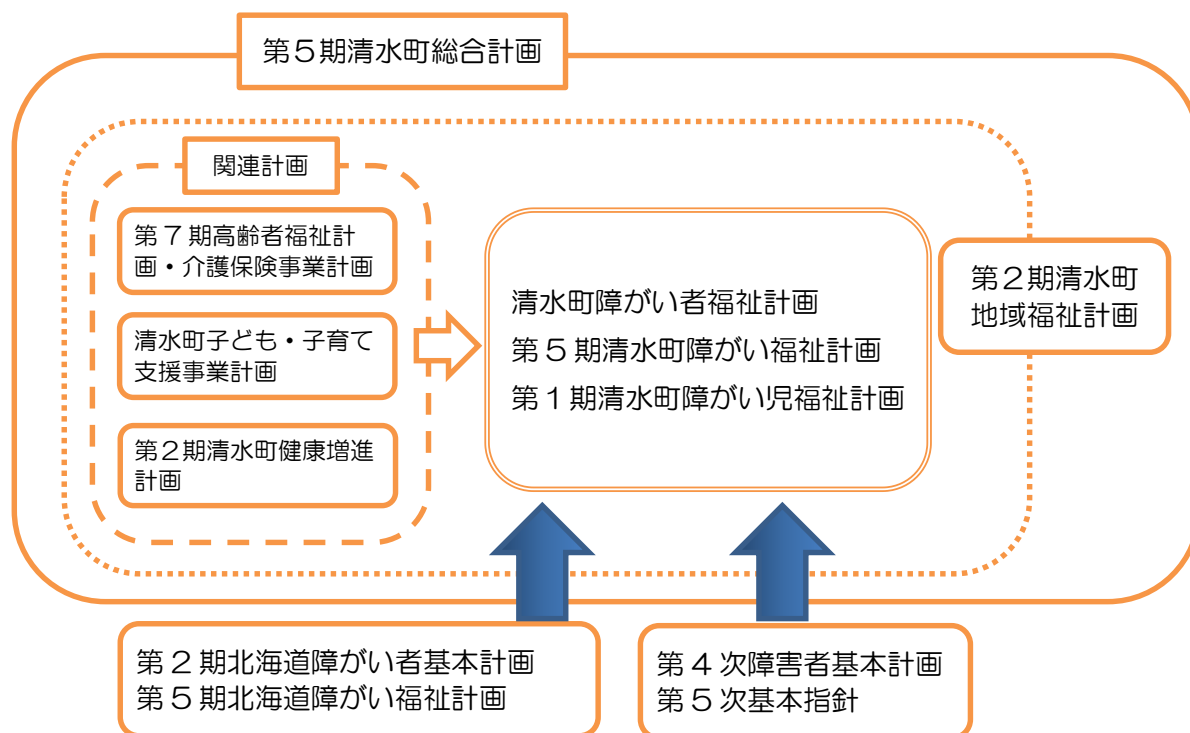
本計画では「すべての町民が、等しく基本的人権をもったかけがえのない個人として尊重され、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現を目指す」という考えに基づき、障がいや疾患を地域の人たちが理解し、地域社会に誰もが同じように参加することができ、赤ちゃんからお年寄りまで支えあい共に暮らすという「自立・理解・共生」を基本理念とします。

### 第3章 計画の位置づけ・期間

#### 1 計画の位置づけ

第2期清水町障がい者福祉計画・第5期清水町障がい者福祉計画・第1期清水町障がい児福祉計画」は、障害者基本法（第11条第3項）及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（第88条）、並びに「児童福祉法」（第33条の20）に基づき、障がい者及び障がい児のための施策に関する基本的な方向及び国の定める障がい福祉サービス、障がい児通所支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項を定めた計画です。

本計画は、国の障害者基本計画、北海道の「北海道障がい者基本計画」「第5期北海道障がい福祉計画」を踏まえ「第5期清水町総合計画」の施策を基本とし、地域福祉の指針である「清水町地域福祉計画」をはじめ関係計画と整合性を図りながら推進するものです。



#### 2 計画の期間

この計画の期間は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」の計画期間と同様に、2018（平成30）年度から2020（平成32）年度までの3年間とします。

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度
第5期清水町総合計画 (平成23年度～平成32年度)						第6期清水町総合計画 (予定)		
第2期地域福祉計画 (平成27年度～平成36年度)								
第4期障がい 福祉計画			第5期障がい 福祉計画			第6期障がい 福祉計画 (予定)		
			第1期障がい児 福祉計画			第2期障がい児 福祉計画 (予定)		

### 3 計画の策定体制及び策定後の進行管理

本計画は、地域の実情を十分に反映させるため、障がい者関係団体の代表や各種関係団体の代表からなる「清水町自立支援協議会」と連携・調整をはかりながら策定したものです。

本計画の策定にあたって、障がいのある人の生活実態や障がいに対する地域の理解度や将来の希望を把握し、今後の障がい福祉施策に反映することを目的に障がいのある人や支援を必要としている人（65歳未満の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援（精神通院）医療受給者証の所持者、障がい福祉サービスなどのサービスを利用している人、清水町地域活動支援センターに通所している人）全員を対象者にアンケートを行いました。

さらに、障がいのある人や家族を含めた地域住民、福祉関係者の声を反映させるためにパブリックコメント（意見公募）を実施しました。

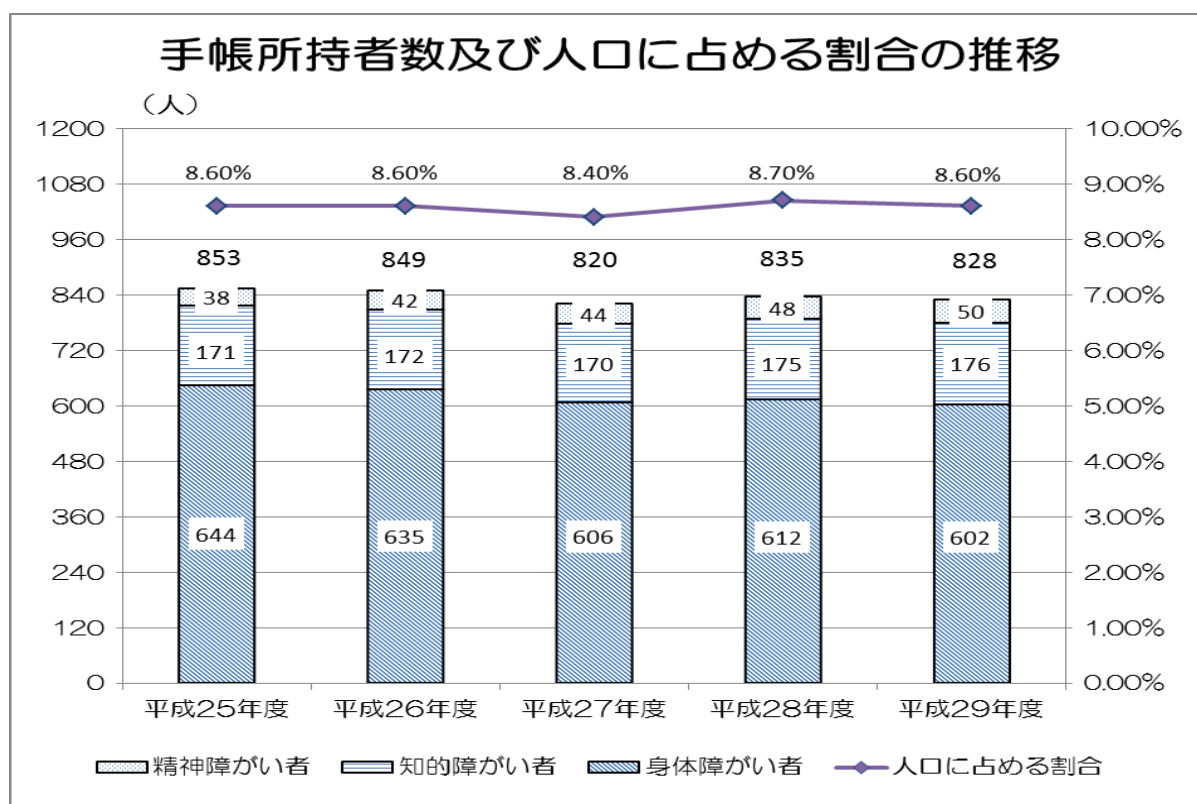
なお、本計画を効率的・計画的に推進していくために、作成した計画については障がい福祉計画策定に合わせて3年ごとにその進捗を把握するだけでなく、分析・評価の上、課題等がある場合には定期的に見直し、国の基本指針に基づき、PDCAサイクル（「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」）を取り入れ、課題等がある場合、計画を変更などの対応を講じます。

## 第4章 本町の障がい者の状況

### 1 障がい者・児の状況

清水町の障がい者・児の手帳所持者数（身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の所持者、重複含む）は、2017（平成 29）年12月31日現在で828人、人口に占める割合は8.6%となっており、町民の12人に1人が何らかの障がい者手帳を所持しています。

手帳所持者は、ほぼ横ばい状態ですが、身体障害者手帳の所持者は減少傾向にある一方、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあります。



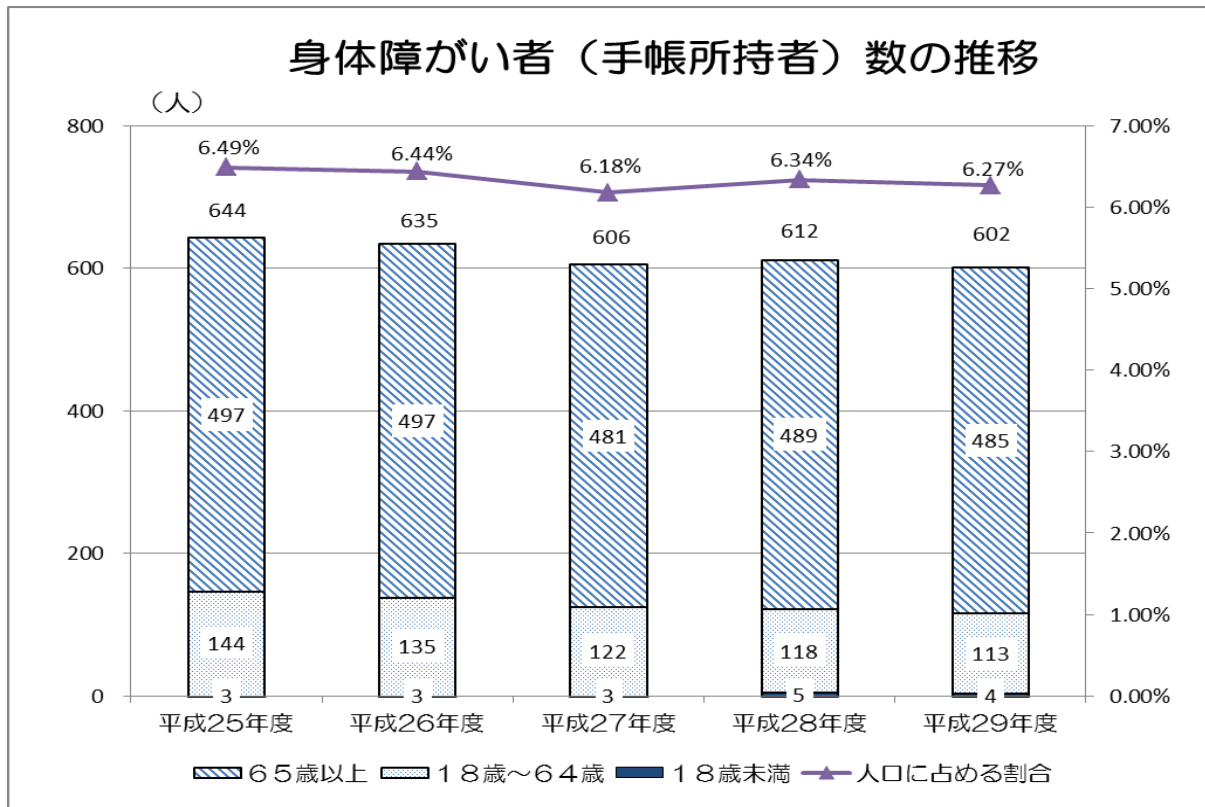
※人口に占める割合は、住民基本台帳人口を基に算出

#### (1) 身体障がい者の状況

身体障害者手帳の所持者数は、全体としては減少傾向にありますが、65歳以上の人数は増加傾向にあり、身体障がい者の高齢化が進んでおります。

また、肢体不自由の方が減少している一方、外見からでは障がい分かりづらい内部障がいの方が増加しています。

等級別にみると、重度身体障がい者の割合は3年前とほぼ変わりません。



※平成29年度の数值は、12月末現在

※人口に占める割合は、住民基本台帳人口を基に算出

#### 障がい部位別

(単位：人 各年度末)

障がい / 年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
視覚障がい	17	19	19	19	16
聴覚障がい	58	62	55	57	53
言語障がい	7	7	8	7	7
肢体不自由	437	420	405	396	386
内部障がい	125	127	119	133	140
計	644	635	606	612	602

#### 等級別

(単位：人 各年度末)

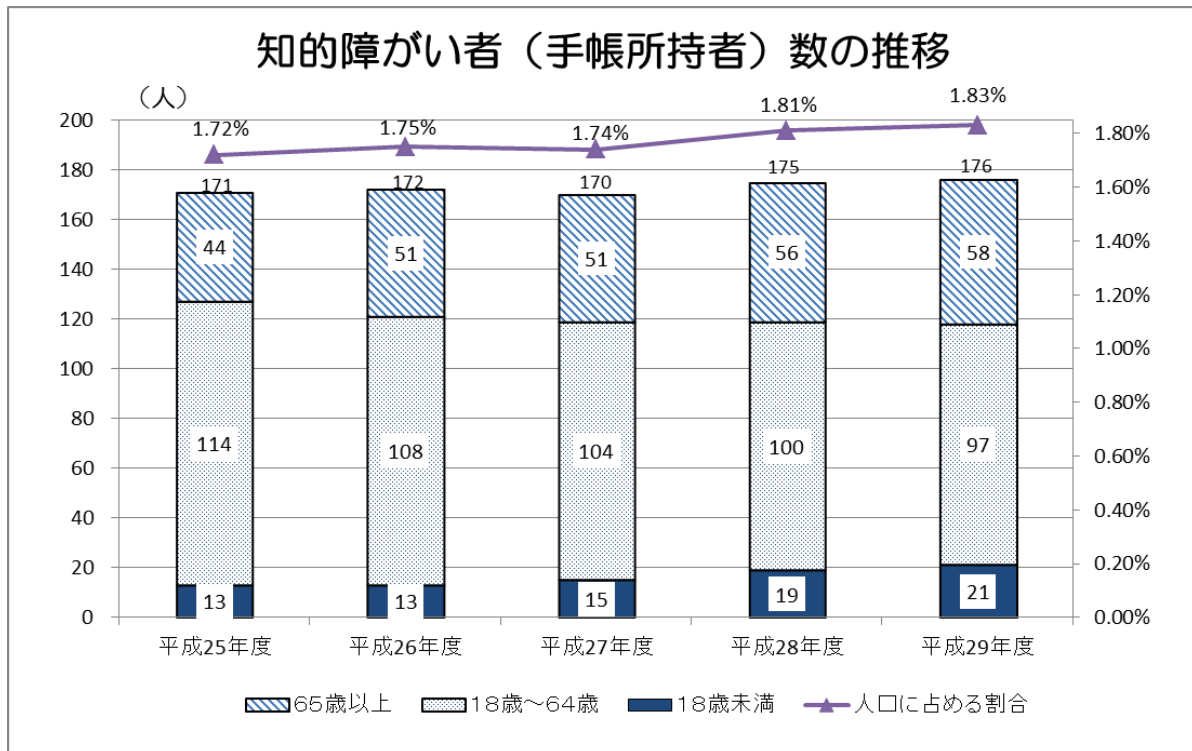
級別 / 年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
1級	159	159	148	155	158
2級	160	160	147	141	132
3級	97	89	85	87	89
4級	165	162	161	164	161
5級	41	41	42	42	40
6級	22	24	23	23	22
計	644	635	606	612	602

※平成29年度の数值は、12月末現在



## (2) 知的障がい者の状況

療育手帳所持者数の推移をみると、全体としては増加傾向にあります。また、65歳以上の方の割合が増加しており、療育手帳所持者の高齢化も進んでおります。



※平成29年度の数值は、12月末現在

※人口に占める割合は、住民基本台帳人口を基に算出

(単位：人 各年度末)

判定別 / 年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
A判定(重度)	118	115	111	111	109
B判定(中・軽度)	53	57	59	64	67
計	171	172	170	175	176

(単位：人 各年度末)

年齢別 / 年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
18歳未満	13	13	15	19	21
18歳以上	158	157	155	156	155
計	171	172	170	175	176

※平成29年度の数值は12月末現在

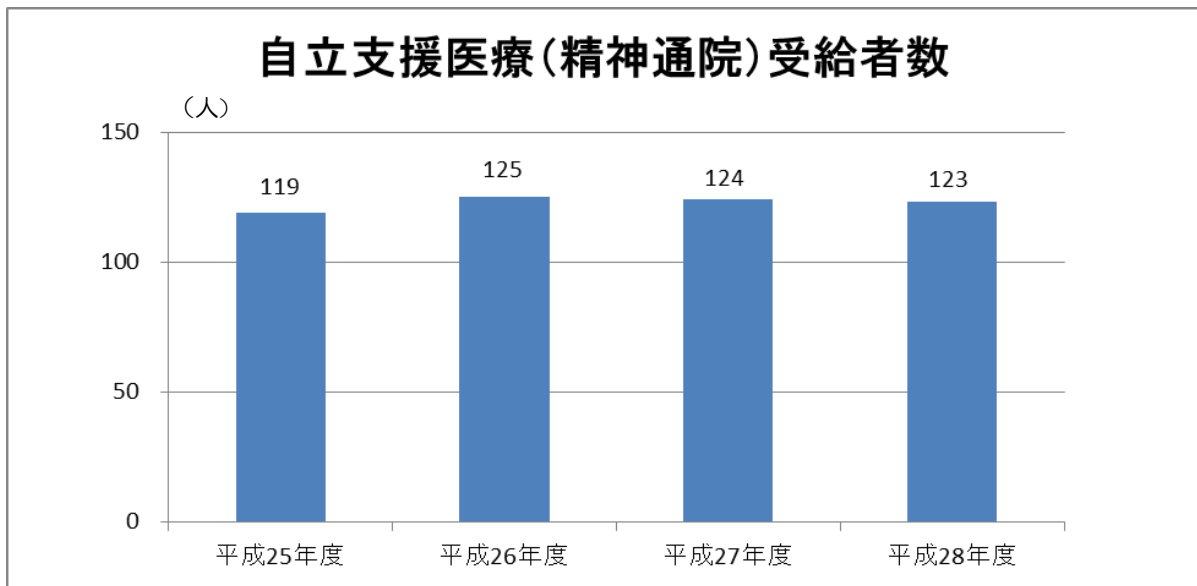
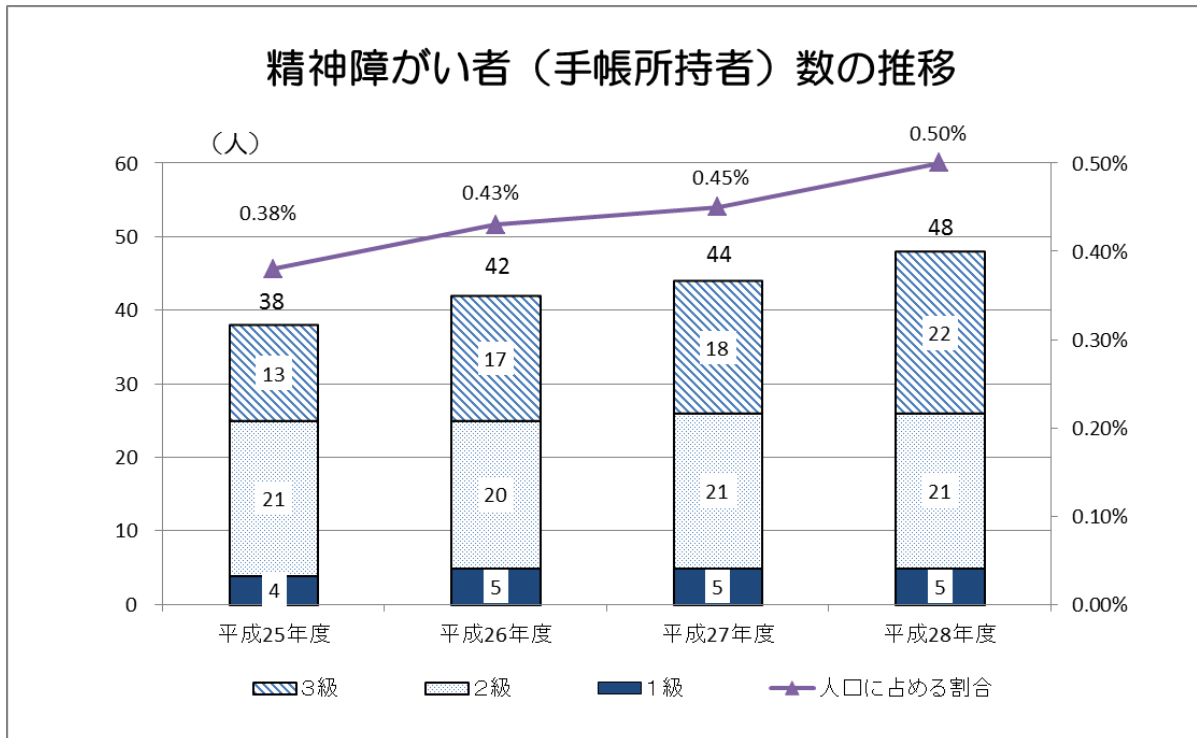


### (3) 精神障がい者の状況

精神障害者福祉手帳所持者数の推移をみると、全体としては増加傾向にあります。年齢別では、18歳～64歳の方が大きく増加しています。

また、自立支援医療（精神通院）受給者証数の推移をみると、全体としては増加傾向にあります。

自立支援医療（精神通院）受給者証は所持しているが、精神障害者保健福祉手帳は申請していないという方などもあり、精神障がい者の人数は実際の手帳所持者数よりもかなり多くなると考えられます。



(単位：人 各年度末)

級別 / 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
1 級	4	5	5	5
2 級	21	20	21	21
3 級	13	17	18	22
計	38	42	44	48
自立支援医療受給者数	119	125	124	123

※平成 29 年度の数值は 12 月末現在。

(十勝総合振興局)

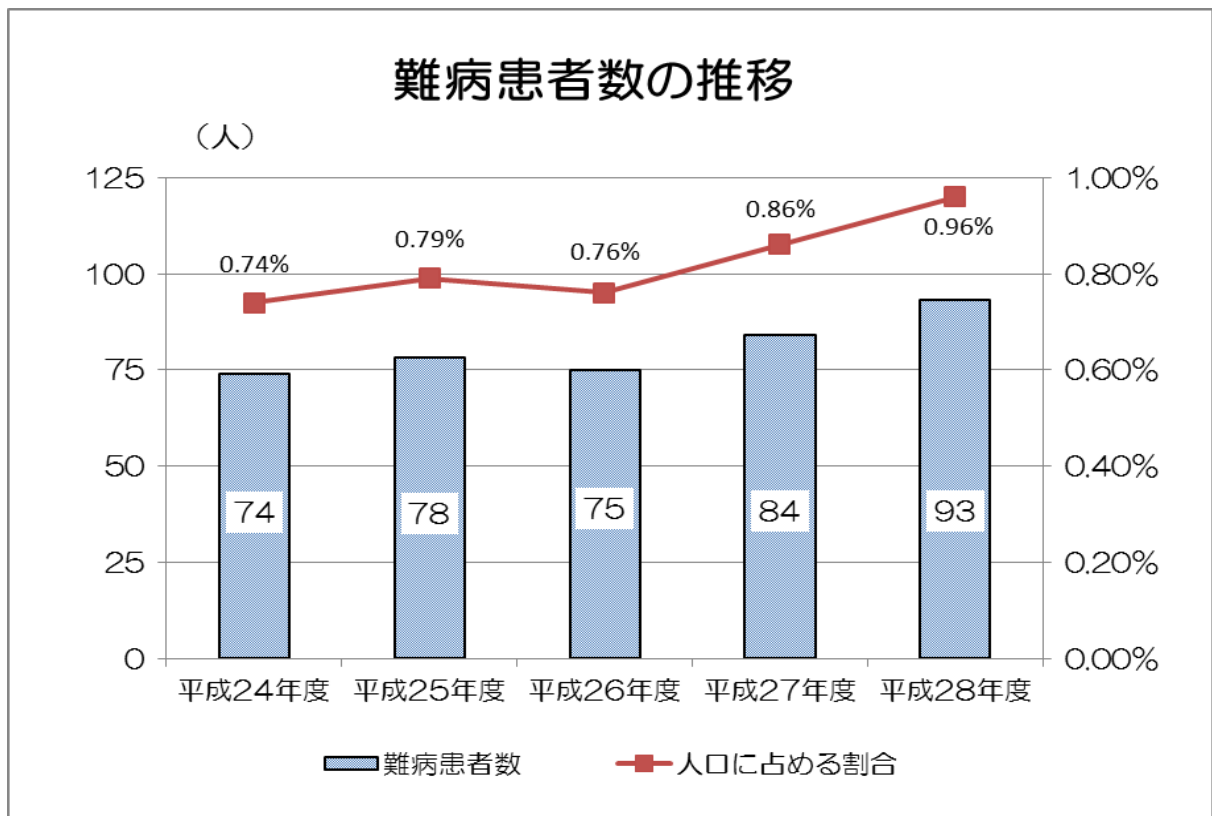
#### (4) 発達障がい(のある人)の状況

障がい者手帳を保持しない発達障がいのある人が多数いると考えられています。平成 24 年度の文部科学省の調査では、全国の通常学級に在籍する児童生徒のうち、知的発達に遅れはないものの学習面や行動面で著しい困難を示す児童生徒の割合は 6.5%との結果が出ています。

## 2 難病患者の状況

難病とは、発病の原因が明らかではなく、治療法が確立されておらず、かつ長期の療養を必要とする疾病のことです。症状が慢性化し経済的・精神的に負担が大きいことから、難病の中でも日本における患者数が一定の人数以下などの要件を満たすもの(指定難病)について、医療費の公費負担が行われています。2017(平成29)年4月1日現在、330疾病が指定難病に指定されているほか、5疾病が北海道による独自の医療費助成の対象となっています。

2013(平成25)年4月から難病患者等が障害者総合支援法の対象となり、障がい福祉サービスや相談支援等の対象となっています。対象となる疾病も当初の130疾病から358疾病に拡大(2017(平成29)年4月1日現在)され、難病患者数も増加を続けています。



※人口に占める割合は、住民基本台帳人口を基に算出

## 第5章 障がい者計画（計画の体系）

### 1 障がいの理解の促進

- （1）障がいの理解の推進による福祉のまちづくり

### 2 生活支援の充実

- （1）相談支援体制の構築
- （2）在宅、施設サービス等の充実による地域生活支援拠点の整備

### 3 保健・医療の充実

- （1）医療費助成制度の周知
- （2）疾病の予防と早期発見
- （3）特定疾患施策の充実

### 4 ライフステージに応じた支援体制づくり

- （1）ライフステージに応じた支援体制づくり

### 5 社会参加の促進

- （1）障がい者雇用の促進、総合的な就労支援
- （2）経済的自立への制度活用
- （3）ピアサポート・スポーツ、文化活動の推進
- （4）権利擁護の推進

### 6 生活環境の整備

- （1）公共施設・公共交通機関のバリアフリー化の推進
- （2）住宅・生活環境の整備
- （3）防災対策の推進

## 1 障がいの理解の推進

### ●現状と課題

地域社会において、「障がい」がある人もない人も等しく生活できる社会を目指し、障がい者の人格と個性が尊重され、地域の中で自立した生活ができることを推進することが重要です。障害者総合支援法が施行され、ケアマネジメントの考えも導入されるなど障がい福祉サービスも年々拡充していますが、「障がい」の理解が進んでいないという現実もあります。

今回の計画策定に伴い、障害のある方にアンケートを実施しましたが、その中で半数以上の方が「障がいのことで差別や嫌な思いをしたことがある」と答えています。

その現実を受け止めて、障がいの特性や差別に対する理解の促進や、障がいの有無にかかわらず町民同士がふれあう機会の充実を図り、幅広い町民の参加を得ながら「共生社会」の理念を浸透させていくことが必要です。

### ●具体的施策

#### (1) 障がいの理解の推進による福祉のまちづくり

障がいの理解、福祉のまちづくりにつなげるには、正しい知識の共有が必要です。障がい福祉に関する相談窓口や利用可能なサービスを周知していくことや、突然の受傷や疾患などにより困り果ててしまうことが無いようにすることを目的に以下の事業を展開していきます。

具体的事業	事業内容	担当
障がいのに対する理解啓発と合理的配慮の推進	年2回以上広報しみずにより障がい福祉分野の動向について周知するとともに、町ホームページにより障がい福祉に関する情報提供を充実します。 また、既に実施されている合理的配慮の事例等についても周知し、障害者基本法に定める「社会的障壁の除去のための合理的な配慮」の理念の普及・啓発に努めます。	福祉係
障がい福祉ガイド・社会資源マップの提供推進	障がい福祉ガイド、社会資源マップを作成し提供します。	福祉係

<p>研修会や相談会の開催による障がいの理解の推進</p>	<p>健康推進係や社会福祉協議会などの関係機関と協力して、障がいや疾患に関する理解を題材とした住民向けの研修会や障がいや疾病に関する相談会を開催し、福祉のまちづくりを推進します。</p>	<p>福祉係 健康推進係 社会福祉協議会</p>
<p>障がい者マーク等の普及・啓発</p>	<p>国際シンボルマークをはじめとする、各種障がい者マークや、障がいのある方が配慮や援助を得やすくなるヘルプマーク・ヘルプカードなどについて、正しい理解と普及に努めます。</p>	<p>福祉係</p>

## 2 生活支援の充実

### ●現状と課題

障がい福祉サービスも多様化しており、様々なサービスを受けることができるような体制にはなっていますが、町内におけるサービス提供事業所と周知が不足しているという課題があります。また 2016（平成 28）年 4 月に施行された「障害者差別解消法」についても認知度が低く、障がいのある人やその保護者、町民に対しての周知を強化する必要があります。

今後も、障がいのある人やその家族の生活を支援していくうえで、自立支援協議会をはじめ、障がい者団体、ボランティア団体、サービス提供事業者、社会福祉協議会などと連携を図り、多種多様なニーズに対応できる保健・医療・福祉サービスの充実を図ると共に、ライフステージに応じた適切なサービスが提供できるよう相談窓口の周知や相談支援体制の強化を図り、情報提供をしていく必要があります。

更に、障がいのある方やその家族の高齢化や「親亡き後」を見据え、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、居住支援と地域支援が一体となった、障がいのある人の生活を地域全体で支える体制（地域生活支援拠点等）の構築に取り組むとともに、災害時の安全確保等にも配慮する必要があります。

### ●具体的施策

#### （1）相談支援体制の構築

今回のアンケート調査では悩みごとを相談する相手は家族や親戚と答えた人が一番多かったものの、役場の保健師や職員と回答した方も多数いました。さらに、障がい支援で力をいれてほしいことに「何でも相談できる窓口など相談支援体制の充実」をあげた方が一番多く、家族の負担軽減や当事者の悩み解決のためにも、相談支援体制の充実が求められています。

障がいのある人でも気軽に相談できる相談支援窓口の整備を進め、家族に対するケ

アを含めた継続的な相談支援体制の強化が必要となってきます。また、相談を受ける側も、相談者をたらい回しにしないワンストップ窓口にできるような体制づくりも必要です。

具体的事業	事業内容	担当
総合相談窓口の設置	総合相談窓口で各種相談に対応し、課題解決に向けた取り組みを行います。	福祉係
基幹相談支援センターの設置	専門的な相談業務や成年後見制度の利用などの支援を図る期間相談支援センターを設置します。また、町内の相談支援専門員等の資質向上などの取り組みも実施します。	福祉係
自立支援協議会の開催	地域における情報共有や、支援の中で課題が生じた際の問題解決の話し合いの場として開催します。	福祉係

## (2) 在宅、施設サービス等の充実による地域生活支援拠点の整備

在宅、施設サービスにおいてのサービス提供体制の充実を図るとともに新たな課題を解決できるサービス提供体制づくりに努めていく必要があります。町内には施設入所を行う事業所はありますが、3障がい（身体・知的・精神）に対応した在宅サービスを提供する事業所やグループホームが少ないなどの課題があります。

アンケートにおいても家族と一緒に暮らしていきたいという希望が多かったのですが、家族以外でもサポートできるサービスもあるため、負担軽減や自立支援を推進するために在宅サービスを拡充していく必要もあります。また補装具や日常生活用具制度周知によっても負担を軽減できるため、情報提供を行っていきます。

障がいのある人でも地域で生活できるグループホームなどの整備について検討していきます。

具体的事業	事業内容	担当
訪問系サービスの充実	入浴・排泄・食事など居宅介護の訪問系サービスの基盤整備に努めます。	福祉係
日中活動系サービスの確保	就労に関するサービスなど、日中の活動の中で「生きがい」を感じることができるサービスを拡充します。	福祉係



一時的支援の充実	居宅において介護する家族が就労、疾病等の理由により一時的に介護ができない場合に、家族の負担を軽減するため、短期入所や日中一時支援の充実を図ります。	福祉係
補装具・日常生活用具制度の周知	補装具や日常生活用具制度の周知を行い、制度利用を推進します。	福祉係
地域生活支援拠点の整備	グループホームなどの居住系サービスの確保、障がい者向け住宅の確保に努め、訪問系・日中活動系のサービスも複合した地域生活支援拠点づくりを検討していきます。	福祉係
各種手当、助成制度等の周知、助成	特別障害者手当や障害児福祉手当、特別障害児手当などの制度周知に努め、税制上の優遇措置や移動・交通に係る各種助成制度について適切な情報提供を行い、経済的負担の軽減を図ります。	福祉係 児童保育係

### 3 保健・医療の充実

#### ●現状と課題

障がいや疾病により負担となる医療費について助成する制度がありますが、周知が不足している現状があるため、助成制度の周知の実施に努めていくことが重要となります。特に、生活習慣病による後遺障がいや、心理的ストレスが背景にある精神疾患も増加傾向にあるため、自分の体の状態に合わせた食生活や運動習慣を身につけ、疾病を予防することや、心の健康づくりを推進することも必要です。

#### ●具体的施策

##### (1) 医療費助成制度の周知

障がいや疾病による通院や入院による医療費負担により、生活が困窮してしまうこともあります。障がいの程度や、疾患により利用できる制度があることを周知します。

具体的事業	事業内容	担当
自立支援医療（更生・育成・精神通院）制度	障がいや疾患の状態による入院・通院の医療費の軽減ができる自立支援医療制度の周知を行います。	福祉係 児童保育係
重度心身障害者医療制度	重度心身障害者医療費制度について周知します。	福祉係 保険係 介護保険係

## （２）疾病の予防と早期発見

心臓や、脳血管疾患等による後遺障がい、糖尿病や高血圧を背景とした腎疾患（人工透析の導入）等は、その多くが予防可能です。健康診査を受診することで自分の体の状態を知り、それに合わせた保健指導を受けることは疾病予防のために有効な手段です。また、疾病予防として重要な運動習慣の獲得のために、保健福祉センターの運動施設であるさわやかプラザの活用を推進していくことも有効といえます。

さらに、心理的なストレスから生じる精神疾患を防ぐために、早期発見や適切な対応が取れる体制の整備、自分と自分のまわりの人々の心の健康を保つための普及啓発活動が必要です。心理的ストレスの背景には、身体的健康状態や経済状態、就労環境や家族関係など様々な要因が複合的に存在するため、各種関係機関との連携が不可欠です。

具体的事業	事業内容	担当
各種健診及び保健指導の実施	各種検診を実施し、保健師や管理栄養士、歯科衛生士から、一人ひとりの状態に合わせた指導や相談を行い、疾病の予防を推進します。	健康推進係
心の健康を保つための情報提供、研修会の開催	自分と自分の周囲の人の心の健康を保つための啓発活動を行うとともに、各種関係機関との密な連携により心理的ストレスをサポートする体制を構築します。	福祉係 健康推進係
各種運動教室の実施	健康づくり運動教室事業などにより、運動による健康維持の啓発活動を実施し生活習慣病などの予防に努めます。	健康推進係 社会福祉協議会 社会教育課
さわやかプラザの活用	生活習慣病の予防となる定期的な運動を推進するため、保健福祉センターのさわやかプラザの活用を推進します。	福祉係 健康推進係

### (3) 特定疾患施策の充実

2013（平成 25）年4月より難病等が障害者総合支援法の対象となっており、以後対象疾患が拡大され、2017（平成 29）年4月1日現在358疾患が対象となっています。今後も対象となる疾患が拡大されることが予想され、新しい制度の情報を随時提供し、難病患者等の不安を解消していく必要があります。

また、特定疾患治療研究事業も帯広保健所と連携し、周知を行います。

具体的事業	事業内容	担当
障がい福祉サービス利用についての情報提供	広報しみずや町ホームページの活用により各種障がい福祉サービスを利用できることを周知します。	福祉係
特定疾患治療研究事業についての情報提供	役場庁舎内や公共施設にリーフレット等を配置、またホームページからのリンク等による情報提供を行います。	福祉係

## 4 ライフステージに応じた支援体制づくり

### ●現状と課題

妊娠期や出生時から、医療機関と連携し母子の心身の健康状態に合わせた支援をしています。新生児訪問や、乳幼児健診、乳幼児健康相談等の実施により、心身の障がいや疾病を早期発見するとともに、必要時、きずな園の臨床心理士や言語聴覚士の専門スタッフによる発達相談や、療育を実施しています。乳幼児から高齢期までのライフステージに応じ、切れ目のない支援体制を確立します。

### ●具体的施策

#### (1) ライフステージに応じた支援体制づくり

各種健診、相談を実施し、きずな園では療育相談及び情報提供に関する支援、児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援を行いライフステージに応じた支援体制を確立します。

具体的事業	事業内容	担当
各種健診・相談の実施	乳幼児健診・乳幼児健康相談家庭訪問による相談支援を実施します。	健康推進係 きずな園指導係

相談窓口の充実	きずな園の療育相談のみならず、気軽に相談できる窓口として基幹相談支援センターを設置します。	福祉係
きずな園における支援の継続	きずな園における療育相談及び情報提供に関する支援、児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援を継続します。	きずな園指導係
バースデイブックの配布	乳幼児から成人期に至るまで切れ目のない支援を体制を整備するため、バースデイブック等を活用しながら関係機関と連携し情報共有につとめます。	きずな園指導係 学校等関係機関
こども発達支援計画（障害児支援利用計画）の作成	発達の遅れや障がいのある児童に合わせた適切かつ継続的な支援を提供するため、こども発達支援計画（障害児支援利用計画）を作成し支援します。	子育て支援係

## 5 社会参加の促進

### ●現状と課題

障がいのある人がその適正と能力に応じた職業に就き、社会経済活動に参加することは、地域で自立して生活していくために重要なことです。

本計画のアンケート調査では、働いていない理由に「自分にあう仕事がない」と回答の方が一番多く、働きたくても、希望する職場がないことがわかります。

また、希望する職種も、事務や在宅勤務を上げる方が多いなど、障がい者の希望する職種形態に変化がみられます。

就労に関する相談のニーズも高く、支援体制の充実も求められています。

今後、一般就労定着支援を促進すると共に、福祉的就労事業所などと就労における課題の共有や連携を図りながら、就労支援体制を整備していく必要があります。特に、町内企業などに対しては、障がい者雇用の理解促進を図り、就労の場を拡大していく必要もあります。

また障がい当事者同士の交流や家族交流なども少ないため、孤立化を防がなければなりません。

## ●具体的施策

### (1) 障がい者雇用の促進、総合的な就労支援

就労できる機会を増やしていくことのみならず、就労ができてからも相談支援等によって就労を継続させていくことに努めます。また、交流会の開催によりピアサポートも推進していきます。

具体的事業	事業内容	担当
就労支援体制の充実	福祉、商工業、教育などの関係機関で構成する「自立支援協議会就労支援部会」を運営し、就労に関する問題を発掘し、その解決策を検討します。	福祉係 学校教育課 関係機関
障がい者雇用の促進	就労継続支援事業所、就労移行支援事業所の誘致に努めます。	福祉係
障がい者雇用状況の把握	ハローワークや障がい者就業・生活支援センターと情報共有し、雇用状況の把握に努め、広報や町ホームページ等で情報提供を行います。	福祉係
障がい者就労施設等の受注機会の拡大	障害者優先調達推進法に基づき、障がい者就労施設等からの物品や委託業務の受注機会の拡充に努めます。	町各部局

### (2) 経済的自立への制度活用

障がいのある人は、通院や就労制限等により経済的な負担が重くのしかかっている場合は少なくありません。安定し、安心した生活を送るための経済的支援の制度の活用が必要ですが、相談に応じることや制度の周知が求められます。

福祉サービスや医療サービスを利用しながら相談支援が必要となることがあるため、相談支援事業所の相談支援専門員、医療機関などとも連携できる体制作りに努めます。

具体的事業	事業内容	担当
障害年金等の情報提供	日本年金機構で配布している障害年金ガイドを活用し、障害年金についての情報提供を手帳交付時に行います。	福祉係

福祉手当の情報提供	特別障害者手当や特別児童扶養手当の情報提供に取り組みます。	福祉係 児童保育係
割引・減免制度の周知	有料道路割引やNHK放送受信料の減免などの制度の活用と周知に取り組みます。	福祉係
重度身体障害者（児）タクシー助成の実施	重度身体障害者（児）のタクシー助成を実施します。対象者を身体障がいだけでなく、知的、精神の障がいにも拡大します。	福祉係

### （３）ピアサポート・スポーツ、文化活動の推進

障がいや疾患を抱え、一人や家庭内のみで悩みを抱えてしまうことがあります。精神的な負担も強くなってしまうため、ストレスを溜めることがないような支援体制づくりが必要です。障がいや疾患当事者同士や家族の交流会の開催やスポーツ・文化活動の推進を行い、社会参加ができる地域社会づくりを目指します。

具体的事業	事業内容	担当
障がい・疾患当事者、家族交流会の開催	障がいや疾患の研修会や勉強会に合わせて、交流会の開催をします。	福祉係 健康推進係
スポーツ、文化活動の推進	公共施設等を障がい者スポーツ対応にするなど障がい者スポーツの推進、公共施設において障がい者の文化活動の推進活動を行います。	福祉係 社会教育課

### （４）権利擁護の推進

障がいや疾患の有無にかかわらず、権利擁護の活動を推進する必要があります。また、判断能力が不十分であるとき、家族や親族等の保護者がいないことで、契約の締結などの意思決定の場面でさまざまな損失・損害を被ることが考えられます。不十分な判断能力を補い、基本的な権利を守る成年後見制度活用を促します。

清水町社会福祉協議会の日常生活自立支援事業を活用し地域における権利擁護を推進していきます。

具体的事業	事業内容	担当
権利擁護に関する関係各法の周知	リーフレット等の啓発に合わせて、障害者差別解消法、障害者虐待防止法などの法律の周知を広報しみずやホームページの活用により定期的に行います。	福祉係
成年後見制度に関する情報提供	成年後見制度に関する情報を広報や町ホームページにおいて周知したり、実施機関と連携して研修会を開催します。利用希望がある場合は、各関係機関と迅速に連携を取ることができる体制づくりに努めます。	福祉係
日常生活自立支援事業の実施	清水町社会福祉協議会と連携して日常生活自立支援事業を実施します。	社会福祉協議会 福祉係
障がい者虐待防止の体制整備	障害者虐待防止法の趣旨や内容について、広報誌等を利用し、普及・啓発に努めると共に、相談や通報の窓口を周知し、早期対応による安全の確保に努めます。	福祉係
行政サービス等における合理的配慮の推進	代読・代筆・筆談などそれぞれの来訪者にあわせた窓口での適切な対応や、障がい特性に配慮した情報提供手段の充実に努めます。 また、障害者差別解消法に基づく清水町の「職員対応マニュアル」の内容充実や研修等の実施により、町職員の障がいや難病についての理解を深め、障がいのある人に対する合理的な配慮の推進に努めます。	福祉係

## 6 生活環境の整備

### ●現状と課題

障がいや疾患のある人が地域社会での自立生活を継続させていくためには、環境の整備が重要です。段差等を解消するバリアフリー化においては、公共の施設において、自動ドアが足りないことや、障がい者向けの入浴施設が無いこと、オストメイト対応トイレが不足しているなどの現状があります。また、一昨年台風による被害や、大規模な地震などの避難時対応等の防災対策の課題もあります。



## ●具体的施策

### (1) 公共施設・公共交通機関のバリアフリー化の推進

それらを解決していくために、公共施設のみならず交通機関や民間の施設にも働きかけていく取り組みを進めていきます。

具体的事業	事業内容	担当
バリアフリー整備マップの作成	町内の公共施設、公共の交通機関等の整備や障がい、疾患当事者への情報提供を目的に町内のバリアフリー整備マップを作成します。	福祉係
バリアフリー公営住宅の整備	公営住宅の建築にあたってはバリアフリー、そしてユニバーサルデザインを取り入れて整備します。	建設課
町内移動における交通手段の整備	車椅子等の使用においても利用できる町内への交通手段の整備を推進します。	福祉係 企画課

### (2) 住宅・生活環境の整備

障がいや疾患に伴い必要となる住宅改修のみならず、長期入院から地域に移行する場合の住宅確保など個人の住環境整備には多くの課題があります。

地域生活支援事業の推進により、住宅改修、住宅入居等支援事業を拡大し解決に結びつける必要があります。

具体的事業	事業内容	担当
地域生活支援事業(居宅生活動作補助用具)制度の利用推進	障がいや疾患のある人の住宅改修を実施する事業を行います。	福祉係

除雪サービス	重度身体障がい者世帯で除雪が困難な世帯で除雪が困難な人に除雪サービスを実施します。	在宅支援係
住宅入居等支援事業	施設や病院から地域移行する人や一人暮らしの人に対して、アパート等賃貸物件の情報提供、契約、その後の見守りなどを実施する事業を整備します。	福祉係

### (3) 防災対策の推進

一昨年の台風被害の経験をもとに、地震や冠水などの大規模な災害の際に、情報提供の体制や避難に支援を必要とする人を把握するなどの体制づくりを進めます。また、避難所へ避難した場合も想定し、避難所のバリアフリー化や物資確保等の支援体制整備なども行います。

具体的事業	事業内容	担当
避難時要支援者の支援体制の整備	災害時要支援者台帳への登録を促すと共に、社会福祉協議会、民生委員・児童委員などと協働し、日ごろから災害時などの地域支援体制を整備します。	福祉係 社会福祉協議会
災害時の安全確保	障がいのある人や高齢者などに配慮した福祉避難所を整備します。また、視覚障がいや聴覚障がいのある人への情報伝達の配慮や内部障がい等への必要な医療品や備品の確保に努め、災害時における避難生活の不安の解消を図ります。	福祉係 総務課

## 第6章 障がい福祉計画等（障がい福祉サービスの見込み量と確保のための方策）

### 1 障害者総合支援法における障がい福祉サービス

障がい福祉計画等は、障がい者及び障がい児が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等が地域において計画的に提供されるよう必要なサービス見込み量やサービス体制等について定めるものです。

第5期清水町障がい者福祉計画及び第1期清水町障がい児福祉計画においては、障がいのある人の自立支援の観点から、「地域生活移行」や「就労支援」及び「障がい児支援」といった課題に対応するため、国及び北海道の基本指針に基づき、2018（平成30）年度から3年間の数値目標を設定すると共に、障がい福祉サービス等の見込量を設定します。

### 2 目標値の設定

#### （1）訪問系サービス

##### ●現状と課題

訪問系サービスには障がいのある人が日常生活を安心して送れるよう、家事援助や身体介護を行う訪問系サービスの充実を図る必要があります。入浴・排せつ・食事などの介助を自宅で受ける居宅介護・重度訪問介護、外出時の援助をする行動援護、重度の視覚障がいのある人の外出支援である同行援護などがあります。

在宅生活支援のニーズの増加、現状を踏まえサービス提供基盤の確保が必要となります。

##### ●目標値設定、今後の取り組み

現状を踏まえて数値目標を設定していますが、対象疾病の対象が拡大されたことから、今後、在宅サービス利用は増加する可能性もあります。

目標設定のみならず、地域ニーズの把握やサービス提供事業者の確保にも努めます。

サービス種別	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
居宅介護・重度訪問介護 ・同行援護・行動援護 ・重度障害者等包括支援	利用時間数 (時間)	45	45	45	45
	利用者数 (人)	6	6	6	6

## (2) 日中活動系サービス

### ●現状と課題

障がいのある人が地域社会で生活していくためには生活介護や就労支援などのサービスを利用することが必要となります。

地域での生活を継続していくには、「生きがい」を感じる事が重要です。もちろん心身の状況により、「生きがい」を感じる活動は様々ですが最近の動向では、「就労」に関するニーズが高まっています。

町内には就労継続支援B型事業所はありますが、就労継続支援A型事業所や就労移行支援事業所が無く、町外の事業所を利用している人もいるのが現状です。

### ●目標値設定、今後の取り組み

現状を踏まえて、数値目標を設定しています。今後就労に関するニーズは高まってくると想定されるため、町内や近隣の市町村との連携により事業者の確保に努めることや継続したサービス利用を促す支援などの必要があると考えられます。

数値目標を掲げていない自立訓練（機能・生活訓練）もありますが、利用者の状況やニーズに応じて対応していく必要があります。また、訪問系サービスの取り組みでも前述しておりますが、対象疾病を罹患している人への支援も必要です。

サービス種別	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
療養介護	利用者（人）	4	4	4	4
生活介護	利用者（人）	47	47	47	47
	利用量（人日/月）	1,034	1,034	1,034	1,034
自立訓練 （機能訓練）	利用者（人）	0	0	0	0
	利用量（人日/月）	0	0	0	0
自立訓練 （生活訓練）	利用者（人）	0	0	0	0
	利用量（人日/月）	0	0	0	0
宿泊型自立訓練	利用者（人）	1	1	1	1
	利用量（人日/月）	27	27	27	27
就労移行支援	利用者（人）	1	1	1	1
	利用量（人日/月）	21	21	21	21
就労継続支援(A型)	利用者（人）	7	7	7	7
	利用量（人日/月）	42	42	42	42
就労継続支援(B型)	利用者（人）	18	18	18	18
	利用量（人日/月）	162	162	162	162

短期入所 (福祉型、医療型)	利用者(人)	4	4	4	4
	利用量(人日/月)	88	88	88	88

### (3) 居住系サービス

#### ●現状と課題

町内に 8 箇所のグループホーム（共同生活援助）がありますが、入所施設や医療機関からの退所・退院を受け入れるには不十分な状況です。

地域での居住の場として、グループホームは重要な場となることから引き続き町内や近隣市町村と連携し、サービス提供事業者の確保の取り組みも継続する必要があります。

#### ●目標値設定、今後の取り組み

現状を踏まえて数値目標を設定しています。施設入所支援については、入所施設から地域生活への円滑な移行策を図ります。

サービス種別	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
共同生活援助	利用者(人)	23	23	23	23
施設入所支援	利用者(人)	34	34	34	32
自立生活援助(新設) (機能訓練)	利用者(人)	0	0	0	0

### (4) 相談支援

#### ●現状と課題

障がい福祉サービスの利用者が、自立した生活、自立した社会生活を営むことができるよう、心身の状況や環境等を勘案し、利用するサービス内容等を定めたサービス等利用計画を作成しています。

今後はモニタリング、継続支援などのケアマネジメントの充実のために障がい者等のあらゆる相談に対応し、ワンストップ窓口として相談支援事業所、相談支援専門員等の質の向上を図っていく必要があります。

## ●目標値設定、今後の取り組み

計画相談支援においては、現状を踏まえた数値目標を掲げていますが手帳交付状況や対象疾病を罹患している人への支援などに、適宜対応していく必要があります。地域定着支援の計画相談目標値は設定していませんが、利用者からのニーズがある際には対応していく必要があります。

区分	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
計画相談支援	実利用者数 (人)	83	83	83	83
地域移行支援	実利用者数 (人)	1	1	1	2
地域定着支援	実利用者数 (人)	0	0	0	0

## (5) 地域生活支援事業

### ●現状と課題

地域生活支援事業は、障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことを目的に実施します。障がいサービスが全国共通のルールに基づいて行われるのに対し、地域生活支援事業は利用者のニーズに柔軟に対応し、市町村が地域の独自性を勘案して行えるサービスであり、地域のニーズや特性に配慮しながら、地域の社会資源を利用・拡充することが必要です。

### ●各事業の目標値設定、今後の取り組み

#### ①理解促進研修・啓発事業

障がいや疾患を持った人が日常生活や社会生活を営む上で、地域住民の障がいの理解を促進する必要があります。このために、障がい当事者の人と身近に触れ合う機会や、障がいや疾患の研修会を通して理解と啓発を進めることとします。

理解促進研修・啓発事業	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	実施の有無	有	有	有	有

## ②自発的活動支援事業

町内にはボランティア団体がありますが、活動推進やピアサポートができるような体制づくりに努めていきます。

自発的活動支援事業	単位	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	実施の有無	有	有	有	有

## ③相談支援事業

本町では基幹相談支援センターは未設置であり、総合相談窓口として権利擁護、地域移行、地域定着などを実施する機関としての役割を担うために設置に努めます。

障がいのある人に対する虐待防止や差別解消に向けて制度周知の充実を図るとともに、相談時に迅速に対応できる体制づくりや関係機関との連絡体制を整備します。

相談支援事業	単位	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障害者相談支援事業	実施見込み箇所数	1	1	1	1
基幹相談支援センターの設置	設置の有無	有	有	有	有
市町村相談支援事業機能強化事業	設置の有無	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	設置の有無	有	有	有	有

## ④成年後見制度利用支援事業

判断能力が十分ではない人に家族や親族等の保護者もなく社会生活を行うと、契約の締結などの意思決定の場面でさまざまな損失・損害を被ることが考えられます。不十分な判断能力を補うための制度が成年後見制度であり、現在利用希望はありませんが、制度が周知されていないだけで、今後利用希望が出ることが想定されるため、迅速に対応できるような体制づくりを目指します。

成年後見制度利用支援事業	単位	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	実利用見込み者数	1	1	1	1



### ⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保するとともに、ニーズの状況によって市民後見人の育成も検討します。

成年後見制度法人後見支援事業	単位	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	実施の有無	有	有	有	有

### ⑥意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能などの障がいのため意思疎通を図ることが困難な人に手話通訳者派遣と要約筆記者派遣を行っています。現在実績はありませんが、体制づくりに努める必要があります。

意思疎通支援事業	単位	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用見込み者数 (人)	1	1	1	1
手話通訳者設置事業	設置見込み者数 (人)	0	0	0	0

### ⑦日常生活用具給付等事業

障がいのある人や対象疾病を罹患している人へ日常生活用具給付又は貸与の支援をしています。用具の性能向上や、他町村の状況を踏まえながら、必要に応じ対象用具などの見直しを行う必要があります。

日常生活用具給付等事業	単位	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護・訓練支援用具	件数	2	2	2	2
自立生活支援用具	件数	4	4	4	4
在宅療養等支援用具	件数	1	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	件数	1	1	1	1
排泄管理支援用具	件数	324	324	336	348

居宅生活動作補助用具	件数	1	1	1	1
------------	----	---	---	---	---

### ⑧手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある人との意思疎通を円滑に行うために必要とされる手話奉仕員を養成するため、日常会話程度の意思疎通を可能とする手話技術の習得を目指した研修事業を実施するものです。現在、要望はありませんが、今後のニーズにより研修開催に向けて検討します。

手話奉仕員養成研修事業	単位	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	見込み者数 (人)	1	1	1	1

### ⑨日中一時支援事業

障がいのある人の日中における活動の場を確保し、日常介護している家族の一時的な負担軽減を図ります。現在7名の利用者がおり、町内1箇所、町外2箇所を利用しています。現状での数値目標を設定していますが、利用希望者を把握し、事業者との連携を図りながらサービス提供に努める必要があります。

日中一時支援事業	単位	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	実利用者数 (人)	7	7	7	7

### ⑩移動支援事業

屋外での移動に困難がある障がい者（児）について、地域での自立生活及び社会参加を促すために外出の移動を支援をします。前計画の見込み人数よりも利用人数は増えており、今後も状況に応じて事業者との連携を図り、サービス提供に努める必要があります。

移動支援事業	単位	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	見込み者数 (人)	1	1	1	1
	見込み時間 (時間)	52	52	52	52

⑪地域活動支援センター設置事業

身近な地域での日中活動の場の確保とともに、障がい者に創作活動または生産活動の機会を提供し社会との交流等を確保するために、地域活動支援センター1箇所を設置（委託）し、障がい者等の地域生活支援の促進を図ります。現在は町内センターのみならず、他市町のセンターも利用しており利用者のニーズに合わせた日中活動の場の確保をしていきます。

地域活動支援センター	単位	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自市町村分	実施箇所数	1	1	1	1
	見込み者数 (人)	13	13	13	13
他市町村分	実施箇所数	0	0	0	0
	見込み者数 (人)	0	0	0	0

### 3 地域移行への成果目標

#### (1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

障害者総合支援法の施行により、国は施設入所から地域生活への移行を目指しています。しかし、町内で考えると十分な基盤整備が整っていません。今後も町内に地域生活を支援する住宅等を整備する必要があります。施設入所者を減少させ、地域生活を支援する整備を行っていきます。

項目	数値	備考
2017(平成 29)年 3 月 31 日の入所者数(人)	34	平成 29 年 3 月 31 日の施設入所者数
2020(平成 32)年度の地域生活移行者数(人)	2	平成 32 年 3 月 31 年の施設入所者数
目標年度(H32)の減少見込数(人)	2	平成 32 年度末の施設入所者数が、平成 29 年 3 月 31 日より 2%以上減少することを基本とする

#### (2) 福祉施設から一般就労への移行目標

施設からの一般就労への移行目標を設定しています。サービス提供事業者とも連携しながら可能な限り一般就労への移行を推進していきます。

企業訪問等をとおして情報交換を進め、障がい者雇用の現状や課題を把握します。また、就労を希望する障がいのある人や雇用を希望をする町内企業に対し、一般就労定着支援を促進します。

##### ① 一般就労移行者数

項目	数値	備考
2016(平成 28)年度の一般就労移行者数(人)	1	2016(平成 28)年度において福祉施設を対処し、一般就労した者の数
2020(平成 32)年度の一般就労移行者数(人)	1	2020(平成 32)年度において福祉施設を対処し、一般就労する者の数。一般就労移行者の推移を勘案して設定

##### ② 就労移行支援事業の利用者数

項目	数値	備考
2016(平成 28)年度の就労移行支援事業所利用者数(人)	1	2017(平成 29)年 3 月の就労移行支援事業所利用者数

2020(平成 32)年度の一般就労移行者数(人)	1	2020(平成 32)年度に未就労移行支援事業所利用者数が、平成 28 年度利用者数から 2 割以上増加することを基本とするが、地域の実情を踏まえて設定
---------------------------	---	--

### ③ 就労定着支援による職場定着率

項目	数値	備考
就労定着支援開始 1 年後の職場定着率	80%以上	

### (3) 地域生活支援拠点の整備

地域移行を推進するにあたって、近隣町との広域連携も視野にいれながら、グループホームの整備などサービス提供体制の整備を推進します。

項目	数値	備考
地域生活支援拠点等の整備(箇所)	1 箇所	新得町・鹿追町と広域連携継続協議

### (4) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

自立支援協議会にて既に設置している生活支援部会の活用も視野に入れ、2020(平成32)年度末までに、保健・医療・福祉関係者による協議の場を検討します。



## 清水町障がい福祉計画

発行 北海道 清水町

発行年 平成30年3月

編集 清水町 保健福祉課

住所 北海道上川郡清水町南三条二丁目一番地  
清水町保健福祉センター内

TEL (0156) -69-2222

FAX (0156) -69-2223